# 小型船で使われる無線設備に必要な無線局免許と資格



使用する無線設備の種類や出力などによって、無線局の種別や必要な資格が異なります。

#### 【国際VHF】

- ・ 空中線電力が5W以下の携帯型(DSC無)
  - →「船舶局」の無線局免許と、「第三級海上特殊無線技士」以上の無線従事者免許が必要です。
- 空中線電力が5W以下の携帯型(DSC有)、5Wを超え50W以下の据置型
  - →「船舶局」の無線局免許と、「第二級海上特殊無線技士」以上の無線従事者免許が必要です。

# 【簡易型AIS】

• 「船舶局」の無線局免許が必要です。無線従事者免許は不要です。

# 【EPIRBやSART等】

• 「船舶局」又は「遭難自動通報局」の無線局の免許が必要です。無線従事者免許は不要です。

### 【船舶用レーダー】

• 「<u>船舶局</u>」又は「<u>無線航行移動局」</u>の無線局免許が必要です。適合表示無線設備であって、空中線電力が 5 k W未満の 9 G H z 帯のレーダーであれば、無線従事者の免許が不要となるものがあります。

#### (ポイント)

- ・ 一つの船舶に船舶用の複数の無線機を設置(国際VHFとレーダーなど)しても、船舶局の免許は一つとなります。
- ・船舶にレーダーのみ設置する場合は、無線局の免許は船舶局ではなく、無線航行移動局となります。